

# 環境研究総合推進費実施要綱

平成28年10月1日

平成29年7月14日改正

令和元年8月6日改正

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、環境研究総合推進費実施要綱を次のように定める。

## I 推進費の目的

推進費は、環境問題が人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼすことに鑑み、様々な分野における研究者の総力を結集して、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月21日、環境大臣決定）及び環境省が有するその他研究開発ニーズに沿った調査研究及び技術開発（以下「研究」という。）を総合的に推進し、環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進することにより、もって持続可能な社会構築のための環境保全に資することを目的とする。

## II 運用上の基本的事項

### 1 研究課題の要件

研究課題は、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境政策への貢献・反映を図ることが明確であるものとする。

### 2 研究参画者の要件

研究参画者は、国内の研究機関等に所属する研究者とする。なお、研究機関等とは以下のいずれかに該当するものとする。

ア．国立試験研究機関

イ．独立行政法人

ウ．大学（国公立問わず。）、高等専門学校

エ．地方公共団体

オ．一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人

カ．民間企業

キ．その他の団体（日本の法人格を有しているもの。）

### 3 研究課題の選定

推進費は競争的資金であり、広く産学民官の研究機関等の研究者から公募により提案を募り、外部有識者等による評価により研究課題を選定する。

#### 4 外部有識者の意見聴取

推進費の運用に当たっては、外部有識者の意見を聴くことができる。

#### 5 研究対象領域

研究対象領域は、環境政策に係る次のいずれかの領域又は複数の領域に該当するものとする。

##### ア 統合

持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示、ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発、持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革、環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発、グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発（「海洋プラスチックごみ問題への対応」）等

##### イ 気候変動

気候変動の緩和策に係る研究・技術開発、気候変動への適応に係る研究・技術開発、地球温暖化現象の解明・予測・対策評価等

##### ウ 資源循環

地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発、社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発等

##### エ 自然共生

生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究、生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発等

##### オ 安全確保

化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究、大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究等

#### 6 研究期間

研究期間は5年以内とする。

#### 7 プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーの配置

環境省は、推進費全体の方針の決定、評価方法及び改善が必要な事項について提言・助言を行うプログラム・ディレクターを配置する。また、独立行政法人環境再生保全機構は、研究課題の管理等を行うプログラム・オフィサーを配置する。

### III その他

この実施要綱に定めるもののほか、推進費の運用に関するその他の必要な事項は、「環境研究総合推進費実施要領」（令和元年8月6日、環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ決定）及び「環境研究総合推進費補助金交付要綱」（平成23年4月1日、環境大臣決定）に定める。